

デイサービスセンター ジベルニー長崎

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービス・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供させていただくサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定され、医師から認知症の診断を受けた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 啓正会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷173-1 |
| (3) 電話番号 | 095-882-4579 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 清水 信子 |
| (5) 設立年月 | 昭和58年12月26日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成12年3月1日指定
介護保険事業所番号 4271100762
※当事業所は軽費老人ホーム・パンセオン・ド・長崎に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、指定認知症対応型通所介護サービス・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンター ジベルニー長崎 |
| (4) 事業所の所在地 | 西彼杵郡時津町西時津郷173-1 |
| (5) 電話番号 | 095-882-1226 |
| (6) 管理者氏名 | 徳益 奈々 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 当事業所は、当法人のケアハウスや軽費老人ホームの支援を受け、また関連の医療法人啓正会のあらゆる介護・福祉・医療のサービスをいつでも、どのような方々でもご利用できるような体制を整え、地域と一体となった施設運営を行って参りました。介護保険導入後もこれまで同様に事業を行っていくに加え、ご利用者がゆたかで、あたたかいふれあいの暮らしができるよう実績に基づく介護・介護予防計画を作成し介護・介護予防サービスを提供し、ゆたかな実績のあるスタッフによるサービスを提供して参ります。 |
| (8) 開設年月 | 平成12年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 認知症型 12名 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

時津町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土曜・日祝日（12月30～1月3日）休み
受付時間	午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間	午前9時15分～午後3時30分

4. 職員の配置状況

<職員配置の職種>

管理者…事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。常時2名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。常時1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。また日常生活上の介護・介助等も行います。常時1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。看護職員が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスとご利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分(7割～9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

12:00～12:30

② 入浴

・入浴または清拭を行います。リフトを使用して入浴することができます

③ 排泄

・ご契約者の排泄の介助・誘導を行います。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また下記の利用料金はサービスの利用時間が6時間以上7時間未満の場合の料金の目安です。）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位	684	762	790	876	960	1,042	1,127
単価	10,00						
料金	6,840 円	7,620 円	7,900 円	8,760 円	9,600 円	10,420 円	11,270 円
1 割	684 円	762 円	790 円	876 円	960 円	1,042 円	1,127 円
2 割	1,368 円	1,524 円	1,580 円	1,752 円	1,920 円	2,084 円	2,254 円
3 割	2,052 円	2,286 円	2,370 円	2,628 円	2,880 円	3,126 円	3,381 円

<上記サービス利用料金に加えて負担する額>

項目	入浴介助加算Ⅰ (1日につき)	サービス提供体制強化加算Ⅲ (1日につき)	処遇改善加算Ⅱ (1月につき)
単位数	40	6	※1 利用された総単位数 の17.4%
料金	400 円	60 円	
1 割	40 円	6 円	※1の1割
2 割	80 円	12 円	※1の2割
3 割	120 円	18 円	※1の3割

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供表」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食材料費

食事サービスを受けられた場合は食材料費として1食400円をいただきます。

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業実施地域を超えた地点から下記料金をいただきます。

利用料金：送迎代等の実費を頂きます。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことが出来ます。

利用料金：材料代等の実費を必要に応じて頂きます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。

1枚につき：30円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担頂く事が適切であるものにかかる費用をご負担いただきます。

利用料金：実費を頂きます。

☆ 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。また、ご要望に基づき、新しいサービスを追加するなどの場合を含め、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに支払ってください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。
実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

- 当事業所は、ご契約者に対し、当事業所における通所介護サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医若しくは他の専門的機関を紹介します。
- 前1項のほか、通所利用中にご契約者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、ご契約者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

7. 非常災害対策

- 当事業所は、併設の軽費老人ホーム(A型)パンセオン・ド・長崎との協力のもと、年2回の消防訓練を行います。

8. 要望又は苦情等の申出・苦情処理の体制

(1) 要望又は苦情の申出

- ご契約者及び扶養者は、当事業所の提供する通所介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員及び管理者に申し出ることができます。
- 申し出を受けた担当生活相談員及び管理者は、苦情受付書を作成し、理事長（苦情解決責任者）に報告します。
- 口頭による苦情の申し出については、申し出を受けた職員が、口頭による苦情受付書を作成し、管理者及び苦情解決責任者へ報告します。

(2) 苦情処理の体制

- 苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員（設置予定）と共に苦情の核心を把握、分析し、対応の要否、対応方針を決定します。
- 上記で決定した事項を苦情申立者と話し合い、その結果を苦情解決結果報告書に記録し苦情申立者へ交付します。またその複写物を保存し、サービスの質の向上に努めます。

9. 事故発生時の対応・賠償責任

(1) 事故発生時の対応

- 通所介護サービスの提供に伴って、事故が発生した場合には、状況の分析を行い、必要がある場合には医師の診察を行い、適切な処理を行うと同時に扶養者若しくは家族等に連絡します。
- 事故が発生した場合には、事故及びひやり・はっと報告書を作成し、事業所において検討し、再発防止に努めます。

(2) 賠償責任

- 通所介護サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、ご契約者が損害を被った場合、当事業所は、ご契約者に対して損害を賠償するものとします。
- ご契約者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、ご契約者及び扶養者は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

指定認知症対応型通所介護サービス・介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター ジベルニー長崎

管 理 者 德 益 奈 々 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者ご住所

利用者ご氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族へ重要事項説明のために作成したものです。

※平成17年2月1日改定（第6項、7項、8項、9項追加）

※平成18年4月1日改定（サービス利用料金及び介護予防サービス該当部分訂正）

※平成30年4月1日改定（サービス利用料金部分訂正）

※令和1年10月1日改定（サービス利用料金部分訂正）

※令和3年4月1日改定（サービス利用料金部分訂正）

※令和6年4月1日改定（サービス利用料金部分訂正）

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 186.76㎡

(3) 事業所の周辺環境

長崎市に隣接した時津町は、長崎市からの人口の流入で年々人口も増加しています。当事業所は時津町西時津郷に有り、周囲にはぶどう園が広がりとても静かな環境です。センター横の水路には小魚が泳ぎ、周囲の山々からは小鳥のさえずりも聞こえます。周囲には春は菜の花、あじさい、秋にはコスモスが咲き、四季の移り変わりを感じながらゆったりとした時間が流れているように感じる所です。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

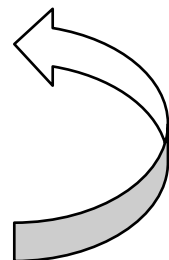
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

当事業所の生活相談員に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

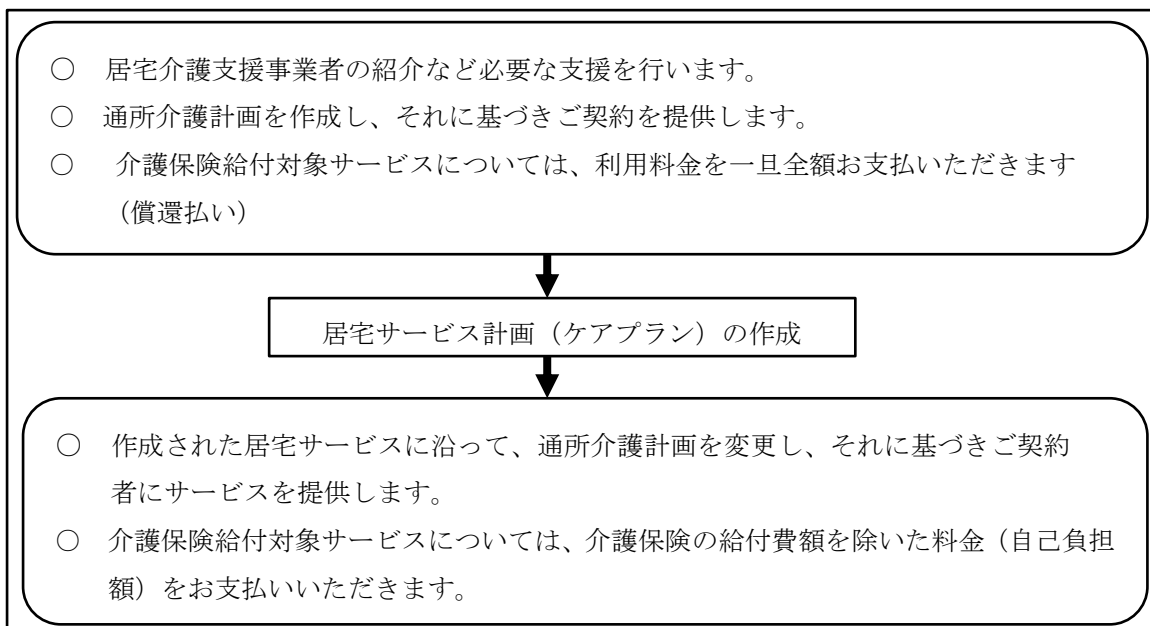
③通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。

④通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

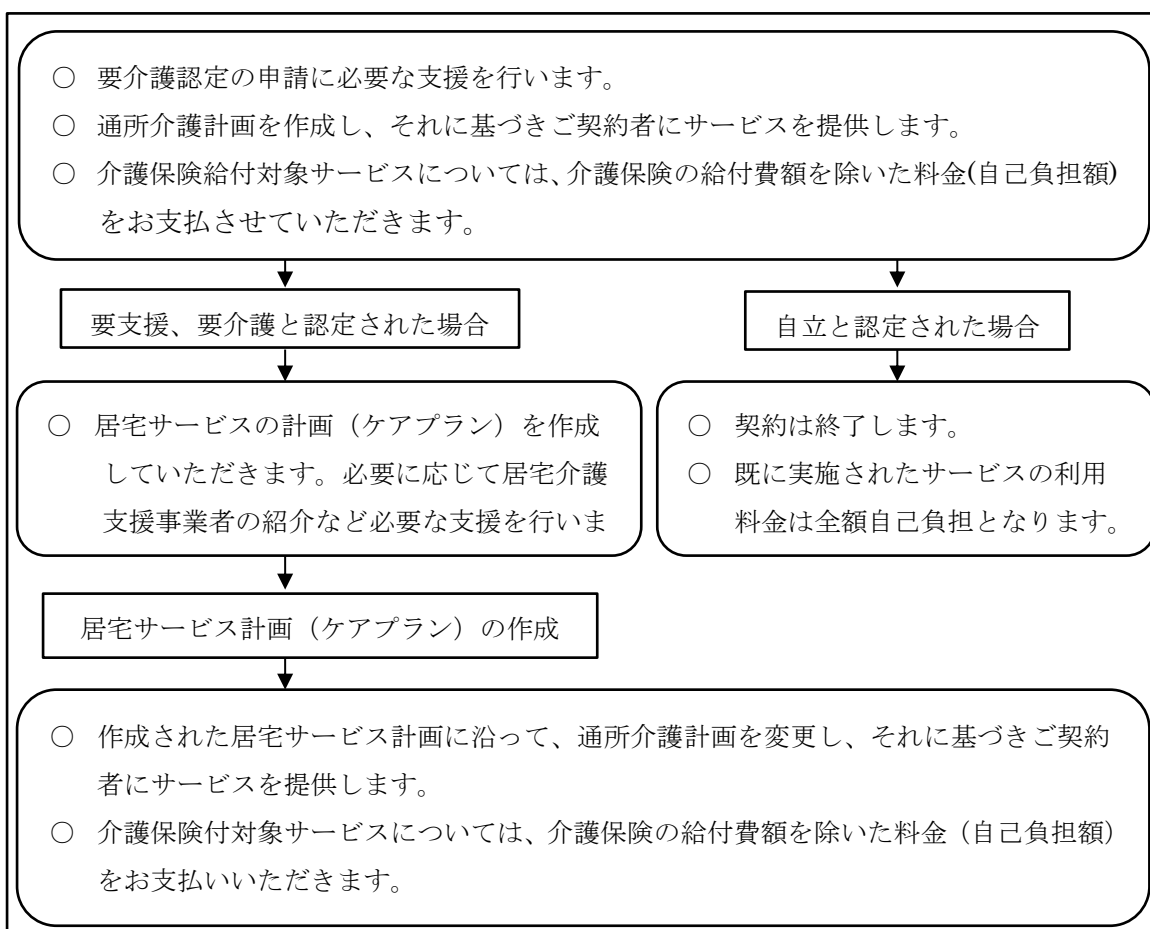


サービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業所の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じて場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービス利用に関する留意事項

- (1) 施設・設備の使用上の注意
 - 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に服していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
 - 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (2) 喫煙
事業所内の喫煙はできません。

5. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、倒産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照ください）。

(1) ご契約者からの解約、契約解除の申し出

ご契約者の有効期間であっても、ご契約者から利用規約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 30 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご契約者が入院された場合。
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。